

※重要事項説明書（介護保険）に続いて医療保険版がございます。

訪問看護ステーション みやの杜 重要事項説明書（介護保険）

あなたに対する訪問看護サービスの提供にあたり、厚生労働省令第 37 号
第 8 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	訪問看護ステーション みやの杜
事務所の所在地	栃木県宇都宮市陽東 2 丁目 4 - 5
代表者名	廣瀬 誠
電話番号	0 2 8 - 6 8 3 - 7 8 2 1

介護保険法令に基づき栃木県知事から 指定を受けている事業所名称	訪問看護ステーション みやの杜
指定番号	0 9 6 0 1 9 0 1 3 0

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問看護ステーション みやの杜（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に必要な事項を定め、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号 以下「法」という）の目的及び基本理念に基づき、医療保険各法に規定する者、及び介護保険対象者であって主治医が訪問看護を必要とすると認めた者に（以下「利用者」という）対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。
運営方針	当ステーションの訪問看護師・理学療法士は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ安定した日常生活を営むことができるよう、基礎疾患の管理はもとより全身状態の観察、介護指導、療養の世話その他の日常生活全般に渡る相談・援助を行う。事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。当ステーションは現在「第三者評価の実施」を行っていないが、理念・基本方針を基にサービスの質の向上や事業の透明性を図って行くこととする。

3. 事業所の職員体制

従業員数・職種	勤務の体制
看護師 12 名	常勤 11 名 非常勤 1 名
理学療法士 2 名	常勤 2 名

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土・日・祝祭日は応相談） 但し、夏季休暇・年末年始休暇を除く
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
実施地域	宇都宮市（その他の地域は応相談）

5. サービスの提供にあたって

- ① このサービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止になるよう、適切なサービスを提供します。
- ② サービスの提供については、わかりやすく説明します。
- ③ サービスの提供に当たっては、別紙訪問看護サービス計画に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施します。
- ④ 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問です。
- ⑤ 訪問看護の提供開始に際しては、主治医より文書による指示をいただきます。⇒主治医の医療機関より保険請求（300点）されます。
- ⑥ 当事業所から主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
- ⑦ 医師により特別訪問看護の指示が出されたときや、病状の変化等により医療保険の利用に切り替わるときがあります。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 川島 由美子
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 秘密の保持

当事業所とその職員及び職員であった者は業務上知り得た利用者又はご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

但し、介護サービス利用のための関係市町村、居宅介護支援事業者などへの情報提供に関しては、利用者及びご家族から同意を得た上で行います。

8. 利用料【別紙】

a. 緊急時訪問看護加算

利用者、又は、家族等から電話等により、看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあるとして、両者との同意を得て加算するものです。緊急訪問が複数回行われても全く行われなかった場合においても加算されます。但し、緊急時においての訪問に多少の時間を要する場合があります。

b. 特別管理加算

特別な医療管理を要する利用者に対し計画的な管理を必要とする場合に算定されます。

- ① 訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、介護保険での利用料をお支払いいただきます。
- ② 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ③ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
- ④ 利用料（利用者負担額）については下記のいずれかの方法によりお支払いいただきます。
 - （ア）事業者指定口座への振り込み
 - （イ）利用者指定口座からの自動振替
 - （ウ）現金支払い
- ⑤ お振替完了後、利用明細を記載した領収書をお渡しいたします。

9. 苦情申立窓口

当事業所が提供するサービスについて苦情のご相談などがございましたら当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

訪問看護ステーション みやの杜	電話 028-683-7821 FAX 028-683-7822
-----------------	-------------------------------------

事業所の窓口以外で、下記の窓口でも受け付けています。

宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課	電話 028-632-8989 FAX 028-632-3040
栃木県 国民健康保険団体連合会	電話 028-643-2220 FAX 028-643-5411

10. 緊急時の対応

緊急時には利用者の主治医、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡いたします。

11. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、宇都宮市等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

訪問看護ステーション みやの杜 重要事項説明書（医療保険）

医療保険の扱いとなる訪問看護の利用者

- ・介護保険の利用者でも医療保険の扱いになる疾病(厚生労働大臣が定める疾病等)
- ・介護保険非該当の方(小児も含む)

あなたに対する訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	訪問看護ステーション みやの杜
事務所の所在地	栃木県宇都宮市陽東2丁目4-5
代表者名	廣瀬 誠
電話番号	028-683-7821

2. 事業の運営方針

運営方針	当ステーションの訪問看護師・理学療法士は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ安定した日常生活を営むことができるよう、基礎疾患の管理はもとより全身状態の観察、介護指導、療養の世話その他の日常生活全般に渡る相談・援助を行う。事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
------	---

3. 事業所の職員体制

従業員数・職種	勤務の体制
看護師 12名	常勤 11名 非常勤 1名
理学療法士 2名	常勤 2名

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土・日・祝祭日は応相談） 但し、夏季、年末年始休暇を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
実施地域	宇都宮市（その他の地域は応相談）

5. 提供するサービスの内容

- ① このサービスの提供に当たっては、利用者の病状の軽減若しくは悪化の防止になるよう、適切なサービスを提供します。
- ② サービスの提供については、わかりやすく説明します。
- ③ サービスの提供に当たっては、別紙訪問看護計画に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施します。
- ④ 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問です。
- ⑤ 訪問看護の提供開始に際しては、主治医より文書による指示をいただきます。⇒主治医の医療機関より保険請求（300点）されます。
- ⑥ 当事業所から主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

6. 利用料金について （料金表は最終頁参照）

a. 24時間対応体制加算

利用者、又は、家族等から電話等により、看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあるとして、両者との同意を得て加算するものです。緊急訪問が複数回行われても全く行われなかった場合においても加算されます。

b. 特別管理加算

特別な医療管理を要する利用者に対し計画的な管理を必要とする場合に算定されます。

- ① 利用者指定の口座より、毎月末日に前月の利用料が引き落としとなります。
ご利用者様の都合により引き落としができなかった場合、翌月に引き落としできなかった分をまとめて引き落としいたします。
- ② お振替完了後、利用の明細を記載した領収書をお渡しいたします。

証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

7. 苦情申立窓口

当事業所が提供するサービスについて苦情のご相談などがございましたら当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

訪問看護ステーション みやの杜	電話	028-683-7821
	FAX	028-683-7822

事業所の窓口以外で、下記の窓口でも受け付けています。

宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課	電話	028-632-2905
	FAX	028-632-3040
栃木県 国民健康保険団体連合会	電話	028-643-2220
	FAX	028-643-5411

8. 秘密の保持

当事業所とその職員及び職員であった者は業務上知り得た利用者又はご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

但し、サービス利用のための関係市町村、居宅介護支援事業者などへの情報提供に関しては、利用者及びご家族から同意を得た上で行います。

9. 緊急時の対応

緊急時には利用者の主治医、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡いたします。

10. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、宇都宮市等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。